

6月定例議会

名誉市民条例制定など活発な審議

〔概要〕 6月定例議会が6月10日より28日までの19日間の会期で行われました。13議案、4承認、2同意、2報告、議員派遣、4議員発議が審議されました。いずれも原案どおり可決されました。一般質問は13名が登壇して市長の見解を質しました。

その内容は以下のとおりです。

条例制定等5件

御前崎市名誉市民条例

御前崎市表彰条例

御前崎市手数料条例の一部改正

御前崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

御前崎市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正

規約変更4件

東遠学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更

静岡県大井川広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

静岡県非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

承認4件(専決処分)

御前崎市税条例の一部改正

平成16年度有線放送特別会計補正予算

静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

静岡県非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更

確認等2件

あらたに生じた土地の確認

字の区域の変更

同意2件

教育委員会の委員の任命

朝比奈財産区管理委員の選任

報告2件

一般会計予算繰越明許費繰越計算書※

水道事業会計予算繰越計算書

工事請負契約の締結2件

御前崎幼稚園園舎改築工事

白羽幼稚園園舎改築工事

※ 市の予算は、原則として翌年度に繰り越して使用することはできません。しかし、自然災害等により年度内に事業が完了しない場合、例外として翌年度に繰り越して経費の支出ができることになっており、これを繰越明許費といいます。この場合、地方自治法施行令の規定により繰越計算書をつくって、議会に報告しなければならないことになっています。